

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 利用許可の取消し等 |
| 根拠条例・規則名 | | さいたま市うらわ美術館条例 |
| 条 項 | | 第 1 0 条 |
| 所 管 部 課 | | 教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館（電話：048-827-3215） |
| 処 分 基 準 | 基 準 （未設定の場合はその理由） | <p>利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> |
| | 設定等年月日 | 平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |